

事業主の皆様へ

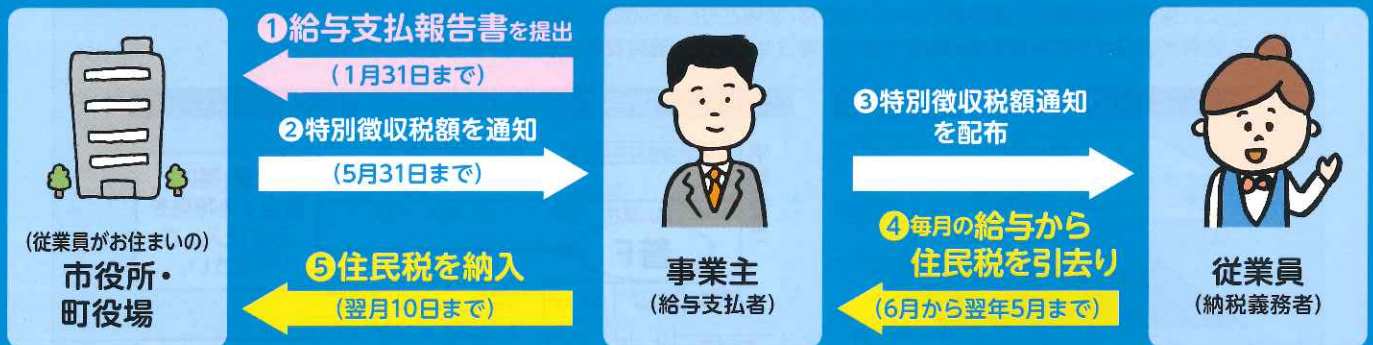
個人住民税 は、 全ての従業員から (パート・アルバイトを含む) 特別徴収 してください!



特別徴収とは

市町が計算した税額通知(毎年5月31日までに通知されます。)に基づき、事業主(給与支払者)が、従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き取り、納入していただく制度です。

特別徴収の手続き



特別徴収は、法令で事業主に義務付けられています。

パート、アルバイト、役員等を含む全ての従業員が特別徴収の対象です。

※県内全市町では、総従業員3名以上の事業主の方を特別徴収義務者として強制指定し、特別徴収を実施しています。

《具体的な手続きに関する問い合わせ》

- | | | |
|-----------------------------------|-------------------------|--------------------------|
| ●福井市 市民税課 0776-20-5306 | ●鯖江市 税務課 0778-53-2210 | ●南越前町 町民税務課 0778-47-8014 |
| ●敦賀市 税務課 0770-22-8106 | ●あわら市 税務課 0776-73-8011 | ●越前町 税務課 0778-34-8709 |
| ●小浜市 税務課 0770-64-6004 | ●越前市 税務課 0778-22-3014 | ●美浜町 税務課 0770-32-6702 |
| ●大野市 税務課 0779-66-1111
(内線1312) | ●坂井市 課税課 0776-50-3023 | ●高浜町 税務課 0770-72-7707 |
| ●勝山市 税務・収納課 0779-88-8101 | ●永平寺町 税務課 0776-61-3944 | ●おおい町 税務課 0770-77-4052 |
| | ●池田町 総務政策課 0778-44-8001 | ●若狭町 税務住民課 0770-45-9101 |

手続きについての注意事項

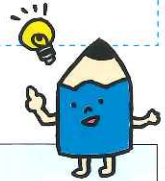
従業員の希望により
普通徴収(本人が直接納付)を
選択することはできません。

1 普通徴収となる従業員がいる場合

- 普通徴収が認められるのは、下記「普A」～「普G」に該当する場合のみです。
- 普通徴収とする従業員がいる場合には、給与支払報告書提出時(1月31日まで)に、次の手続きが必要です。

- 1 「普通徴収切替理由書」(下記様式)を提出(※提出がない場合は、原則として特別徴収として取り扱います。)
- 2 「給与支払報告書(個人別明細書)」摘要欄に、該当する符号(「普F」など)を記載

※eTAX、光ディスク等で提出する場合は、「普通徴収切替理由書」の提出は不要です。
「普通徴収」欄にチェックを入力し、摘要欄に該当符号を記入してください。



普通徴収切替理由書(兼 仕切紙)(例)

市町名		指定番号	
事業者名			
符号	普通徴収切替理由	人数	
普A	総従業員数が2人以下(下記「普B」～「普G」に該当する全ての(他市町分を含む)従業員を差し引いた人数)	人	
普B	他の事業所で特別徴収を行っている	人	
普C	給与が少なく税額が引けない(例:年間の給与支払額が93万円以下)	人	
普D	給与の支払いが不定期(例:給与の支払いが毎月でない)	人	
普E	個人事業主の事業専従者(個人事業主のみ対象)	人	
普F	退職者又は退職予定者(5月末日まで)	人	
普G	1年未満の契約社員	人	
合計		人	

1. 普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に、該当する符号(「普F」など)を記入してください。
2. この普通徴収切替理由書の提出がない場合は、原則どおり特別徴収対象者となります。
3. 従業員全員がやむを得ず特別徴収できない場合は、「全員普通徴収届出書」も併せて提出してください。

【提出時の綴り方】



※「普通徴収切替理由書」の合計人数と件数が一致することを確認してください。

【給与支払報告書(個人別明細書)記入例】

別明細書(内)	社会保険料等の金額	円	生命保険料の控除額	円
	909,840		120,000	
(摘要) (1) 福井 五郎 (2) 福井 六郎				
	普F			
新生命保険料の金額	円	旧生命保険料の金額	円	介護医療保険料の金額
180,000		100,000		
氏名	福井 五郎	氏名	福井 六郎	氏名
2345673****		2345677****		
退職年月日	○ 30 12 31	退職年月日	○ 31	

「摘要」欄に、
該当する符号を
必ず記入して
ください。

退職年月日に
記載がある
場合は、符号を
省略できます。

2 従業員全員が普通徴収となる場合

- 「普通徴収切替理由書」と併せて、「全員普通徴収切替理由書」を市町に提出してください。

3 従業員に異動があった場合

- 退職や転勤等により従業員に異動があった場合は、従業員がお住まいの市町に、速やかに「異動届」提出してください。